

ID: 70

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	利用中止命令		
例規名 根拠条項	高根沢町学校施設の開放に関する規則 第8条		
例規番号	昭和51年教育委員会規則第4号		
【基準】 第8条の規定による。 (利用の中止) 第8条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は管理員の指示に従わない利用者に対しては利用の中止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日